

# 最低賃金を少なくとも1000円に引き上げを求める要請書

(最低賃金の引き上げを求める一言署名)

神奈川労働局長 様  
神奈川最低賃金審議会長 様

局長、会長、委員のみなさん  
私たちの声を聞いてください

最低賃金の決定にあたり、県内労働者の実態をふまえて真摯な検討をいただいていることに感謝申し上げます。

神奈川県内の現行最低賃金は905円。毎日8時間働き、週に1日しか休まず一年間働いた（週40時間・年間2080時間）としても、年収で208万円です。所管省庁統計は「年収200万円以下が1000万人以上」「非正規雇用労働者は労働者全体の4割を超えた」と公表しています。このように低賃金、不安定雇用が増大したのは、労働者の責任でしょうか。労働者の働きが悪いからではありません。最低賃金が低すぎるからです。

是非とも、憲法と法に則り、「人たるに値する生活」「低廉な労働者の労働条件の改善、生活の安定」に基づいた最低賃金としていただくよう要請します。そして、全国一律の最低賃金としてください。

**最低賃金上げろ！1000円以上に上げろ！**

**私は言いたい。最低賃金が1000円以上になれば・・・**

(こんなことができる、ということをお書きください)

**低賃金で〇〇ができない！** (こんなことができない、ということをお書きください)

職種

氏名(匿名可)

最低賃金引き上げを求めるみなさんの「声」を、最低賃金を決める「えらい方々」に届けましょう。みなさんの「声」で1000円以上を実現しましょう。この要請書を多くの人に広げましょう。8月上旬には最低賃金が決まりますので、それまでに届けましょう。

【送付先】郵送やFAXの場合はこの用紙をそのまま使ってください。

郵 送 ⇒ 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階  
神奈川労働局長様

F A X ⇒ 神奈川労働局総務課宛て労働局長様 FAX045-651-1190

【送付先】メールの場合は労働局ホームページの「労働局へのご意見」に書き込んでください。

※Web検索してください⇒「神奈川労働局 労働局へのご意見」

メール宛先⇒神奈川労働局「労働局へのご意見」

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home/goiken.html>